える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項」に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「とき。」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第十六号の二中「業務」の下に「（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）」を加え、同条第十七号中「第五十二条の二十三第六項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「、若しくは同条第八項」を「（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、若しくは同条第十二項」に、「同条第六項の」を「同条第三項の」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「、又は第五十二条の二十三の二第六項」を「若しくは同項第十四号に掲げる会社（同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二条の二十三の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を営む特例子会社対象会社を持株特定子会社としたとき、若しくは同条第五項」に、「同項の」を「同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第四項ただし書の」に、「とき。」を「とき、又は同条第八項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）。」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第七項（同条第九項」を「第十六条の二第四項（同条第七項又は第十三項」に、「第三十条第一項から第三項まで」を「第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで」に、「第五十二条の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を「第五十二条の二十三第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「又は」を「若しくは第七項又は」に、「認可」を「認可、承認又は認定」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項第八号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十四項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該農業協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第十一条の二第二項中「及び第四節」を「、第四節及び第百一条第一項第二十三号」に改める。

第十一条の六十四第一項中「（第四項において「農業協同組合等」という。）」を削り、同条第四項中「会社が農業協同組合等の行う事業若しくは営む業務のために又は」を削り、「に従属業務」の下に「（信用事業に従属する業務を除く。）」を加え、「当該農業協同組合等又は」を削る。

第十一条の六十六第一項中「。第四項」を「。第十号、第七項及び次条第一項」に改め、同項第一号中「もの」の下に「（第五号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）」を加え、同項第二号及び第三号中「（以下」を「（第五号ロにおいて」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「次号ロ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（当該農業協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該農業協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第十一条の六十六第一項第六号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第三項」を「及び第八号並びに第十一条の六十七第三項」に、「、合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第七号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の二中「次条第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、「、当該会社の議決権を」を削り、「、合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）

九　前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該農業協同組合連合会の行う第十条第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化若しくは当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第十一条の六十六第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「又は第六号の二」を「から第八号まで」に改め、同条第四項中「、子会社対象会社のうち」を削り、「又は第七号」を「、第九号又は第十号」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「。以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」及び「（従属業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」を削り、「とき」の下に「（第一項第九号に掲げる会社（主務省令で定めるものを除く。）にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合